

2023.9

秋

広島県 医療勤務環境改善支援センター

# News Letter

## 第10回 医療勤務環境セミナー 開催

令和5年8月8日(2023年)、メルパルク広島およびオンラインにて「第10回医療勤務環境セミナー」(主催 広島県、共催 広島労働局)を開催し、県内の医療機関から約60名が参加しました。

まず、広島県健康福祉局医療介護基盤課 加川伸課長より、日々の医療提供に対する御礼等挨拶を行いました。

その後、講演①「医師の働き方改革と勤務環境改善～医師の働き方改革対応のポイントと今後～」では、医業経営アドバイザーより2024年4月の医師の働き方改革施行を機会に内容の充実した時短計画案を作成し、勤務環境改善に取り組むことが重要であることなどについて説明しました。

特別講演では、公益財団法人がん研究会有明病院病院長 佐野 武先生から「医師の働き方改革への取り組み～独自の勤怠管理システムと医師年俸制等～」と題してオンラインにてご講演がありました(裏面参照)。



挨拶する広島県医療介護基盤課  
加川 伸課長



オンラインにてご講演される  
佐野 武先生

## 広島県への特定労務管理対象機関

(いわゆる特例水準)指定の申請始まる



令和6年4月からの医師の働き方改革施行に伴い、時間外及び休日労働が年間960時間を超える医師のいる施設では、特定労務管理対象機関(いわゆる特例水準、連携B,B,C-1,C-2水準の対象機関のこと)について都道府県の指定を受ける必要があります。なお、その指定の前には医療勤務環境評価センターの評価を受けることが必要となります。

令和6年4月以前に広島県から指定を受けるためには、令和5年12月28日(木)までに広島県への申請が必要です。早めの申請手続きをお願いします。

この件については、第10回医療勤務環境セミナーでも情報提供しました。

様式第1号(特定地域医療提供機関(B水準)指定申請)

(文書番号)  
年月日

広島県知事 様

開設者住所  
開設者  
(開設者が法人であるとき)  
代表者氏名

特定地域医療提供機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号。以下「改正法」という。)附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法(昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。)第113条の規定により、別紙のとおり申請する。

【図】B水準 指定申請の資料

広島県医療勤務環境改善支援センターホームページより抜粋、編集

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/iryokinmukankyoukaizensenjouhou/tokuteiroumukannritaishoukikann.html>

# 特別講演「医師の働き方改革への取組み ～独自の勤怠管理システムと医師年俸制等～」

がん研究会有明病院（以下、がん研病院）では、2016年12月に労働基準監督署の調査が入り、時間外労働について即時是正勧告を受け、その際は36協定を変更し対応しました。その後、抜本的な対策を講じるために、2018年から若手医師26名と事務5名からなるワーキンググループ（以下、WG）を結成し、時間外労働など医師の働き方改革への対応に取組み始めました。

WGは毎月開催して課題（右図）を抽出し、朝夕にあるカンファレンスの時間見直しや診療科ごとの最適な就業時間の設定、全員集まっていなくても回診する効率的回診など、多くの対策を実施してきました。

なかでも外科系の伝統的長時間勤務は大きな課題でした。これまで外科医は「術後管理は手術と同じくらい大事」「常に緊急手術にそなえるべき」と教えられ、なかなか帰宅できない環境がありました。一方で、若手は多くの手術を見たい、時間外手当がないと生活が苦しいという現実もありました。WGからは「大変困難ですが、自身の業務が終われば退勤する意識を」と定時退勤しても気まずくならないよう、病院長と連名でポスターも作り医師に提唱しました。

## 課題抽出

- ① 医師の勤務実態の把握が不十分
  - ▶ 勤務と自己研鑽の区別
  - ▶ 部長の労務管理意識の欠如
- ② 早朝・夕刻のカンファレンスが多い
  - ▶ 勤務時間前・時間後のカンファレンス多数
- ③ 患者説明が就業時間外・休日に行われる
- ④ 週末の当番制が機能していない
- ⑤ 時間外勤務が生活残業化している
  - ▶ 古い給与規定の見直しが必要
- ⑥ 外科系医師の伝統的長時間勤務
  - ▶ 手術を見たい、継続的な術後管理

## 『労働時間に関する全医師の意識改革と職場の風土醸成がカギ』

医師の長時間労働を解決していくため、部長による勤怠管理と年俸制を導入しました。

診療科部長には、臨床のトッププレーヤーとしてだけでなく、部下のマネジメントにも意識を向けて欲しいとお願いしました。勤務状況を正確に把握できるよう独自のエクセル表によるシステムを作成し、部長・副部長を対象に医師マネジメント研修も開催し、意識改革を促しました。

年俸制は、低い給与水準による生活残業化を改善するため導入しました。都内の同規模病院の給与の状況も調べ、基本年俸に「みなし時間外手当」を含めることにより、早めの帰宅を促しました。基本的に減額など不利益変更がないよう微調整し、2019年4月より導入しました。時間外勤務短縮による医療レベルの低下等

については慎重な評価が必要ですが、年俸制導入後、外科系医師の時間外労働は減り、外科系以外の医師との差も小さくなっています。2024年からはA水準の見込みです。

医師の働き方改革対応のためには、リーダーを筆頭に全医師の意識改革と職場の風土醸成がカギであると考えています。

### \* エクセル勤務管理における診療と診療外の区分 \*

#### 診療業務

- ◆ 診療業務およびそれに関わる業務
- ◆ 当番または上司の指示による休日の出勤
- ◆ 当直医や看護師から呼び出しを受けた休日・夜間の出勤
- ◆ 委員会、全員参加の研修・講習会、上司より参加指示を受けた研修・講習会
- ◆ カンファレンス、カンサーボード、症例検討会、医局会、M&Mカンファ
- ◆ 役職者としての管理業務

#### 診療外

- ◆ 自己研鑽や専門医・認定医取得のための以下の活動
  - 学会準備、論文執筆、そのための標本整理、症例まとめ、文献検索など
  - 上司の指示・要請以外の手術見学
  - 手技検討会、勉強会、抄読会
- ◆ 学会や業務による出張が時間外に及んだ場合、休日の学会関連
- ◆ 外部からの依頼による講演・執筆
- ◆ 当番または上司の指示によらない休日・夜間の出勤、当直医や看護師から呼び出しを受けたのではない休日・夜間の出勤
- ◆ 時間外における休憩

お問い合わせ

広島県 医療勤務環境改善支援センター 広島県健康福祉局医療介護基盤課内

TEL:082-513-3057

受付時間: (平日) 10時～12時、13時～16時  
(土日祝日、年末年始を除く)